

### 木材に関する留意事項

- ◆使用木材とは … 建築する住宅に使用する全ての木材(構造材、下地材、造作材)  
縁側やウッドデッキは対象となるが、外構やテーブルなどの非固定式のもの対象外
- ◆合法木材とは … 違法伐採でないことが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明された木材
- ◆県産出材とは … 県内の森林から産出された木材であることが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明されたもの

## 補助金交付の申請から補助金を受け取るまでの流れ



申請者の手続き



県等の手続き

申請者(建築主の方)は、  
工事請負契約締結・建築確認後、  
**工事着手日前(※)までに、補助金交付申請書**  
を栃木県木材業協同組合連合会(以下「木協連」)  
に提出してください。

交付申請後に工事着手するものが対象です。

※交付決定日(2/28予定)より前に着手する場合は、  
誓約書(交付要領別記様式3号)の【交付決定前着手  
に係る事項】にチェックを入れてください。

#### ■申請書類

- ・補助金交付申請書
- ・案内図、配置図、各階平面図：A3版に縮小コピー  
(建築確認申請に提出したもの)
- ・建築確認済証の写し
- ・工事請負契約書の写し
- ・県税事務所の全税目の納税証明書
- ・市町の個人住民税の納税証明書
- ・債権者登録申出書 ※口座情報は誤りのないようご注意ください  
(以下は必要に応じて)
- ・令和元年東日本台風罹災証明書(市町が発行する)

県木協連が確認、栃木県(林業木材産業課)が  
審査し、採択(交付決定)日以降に申請者あて  
**交付決定通知書**を郵送します。

※採択は、県産出材使用量の多い順に採択しますが、  
優先採択要件に該当する場合は、県産出材使用量  
に関わらず、優先的に採択いたします。  
(詳細は、表面もしくは、県HPをご覧ください)

**事業が完了後、すみやかに実績報告書**を  
栃木県(林業木材産業課)に提出してください。  
提出期限：令和5(2023)年3月10日(金)

※事業実績の変更による増額は行いません。

#### ■実績報告書類

- ・実績報告書
- ・県産出材証明書、合法木材証明書
- ・写真(県産出材を使用した主な場所・全景)

県木協連が確認、栃木県(林業木材産業課)が検査し、**検査結果の通知**を申請者あて郵送します。

検査結果通知に同封した**補助金請求書**を提出してください。

**補助金を口座に振り込みます!**